

金融事業者の名称	明治安田損害保険株式会社	取組方針掲載ページのURL	https://www.meliyayuda-sompo.co.jp/profile/policy/customerorientation/	取組状況掲載ページのURL	https://www.meliyayuda-sompo.co.jp/profile/policy/customerorientation/pdf/20250627.pdf
原則					
			実施	「お客様志向の業務運営方針」 1. お客様志向の徹底 2. 「お客様の声」を経営に活かす取組み 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い 5. 利益相反の適切な管理 6. お客様志向の取組みの確保	「お客様志向の業務運営方針」の取組状況(4~14ページ) 1. お客様志向の徹底 2. 「お客様の声」を経営に活かす取組み 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い 5. 利益相反の適切な管理 6. お客様志向の取組みの確保
原則2 注	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	「お客様志向の業務運営方針」 1. お客様志向の徹底 2. 「お客様の声」を経営に活かす取組み 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い 5. 利益相反の適切な管理 6. お客様志向の取組みの確保	「お客様志向の業務運営方針」の取組状況(4~14ページ) 1. お客様志向の徹底 2. 「お客様の声」を経営に活かす取組み 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い 5. 利益相反の適切な管理 6. お客様志向の取組みの確保
原則3 注	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。		実施	「お客様志向の業務運営方針」 5. 利益相反の適切な管理	「お客様志向の業務運営方針」の取組状況(12~13ページ) 5. 利益相反の適切な管理
原則4 注	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	「お客様志向の業務運営方針」 5. 利益相反の適切な管理	「お客様志向の業務運営方針」の取組状況(12~13ページ) 5. 利益相反の適切な管理
原則5 注1	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受けける場合 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内外に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の選用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合		非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注2	【重要事項情報の分かりやすいや提示】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	「お客様志向の業務運営方針」 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い	「お客様志向の業務運営方針」の取組状況(8~11ページ) 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い
注3	重い情報をには以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響		実施	「お客様志向の業務運営方針」 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い	「お客様志向の業務運営方針」の取組状況(8~11ページ) 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い
注4	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合を顧客が比較することができるようなるべく、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。		非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注5	金融事業者は、顧客の取り扱い経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことない誠実な内容の情報提供を行るべきである。		実施	「お客様志向の業務運営方針」 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い	「お客様志向の業務運営方針」の取組状況(8~11ページ) 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い
注6	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を行はずしてはならない。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡単な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することで容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすくて丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。		非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注7	金融事業者は、顧客に対して情報提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。		実施	「お客様志向の業務運営方針」 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い	「お客様志向の業務運営方針」の取組状況(8~11ページ) 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供 4. 保険金の確実なお支払い
注8	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	「お客様志向の業務運営方針」 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供	「お客様志向の業務運営方針」の取組状況(8~10ページ) 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供
注9	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それにに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しないで行うこと ・金融商品・サービスの販売後ににおいて、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフローアップを行うこと		非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注10	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。		非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注11	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定し、商品の販売に携わる金融事業者においては、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。		非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注12	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当か慎重に審査すべきである。		非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注13	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行すべきである。		実施	「お客様志向の業務運営方針」 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供	「お客様志向の業務運営方針」の取組状況(8~10ページ) 3. お客様のニーズに対応した最適な商品・サービスの提供
注14	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。		非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注15	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのように取組みが行われるかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。		非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)

原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	「お客さま志向の業務運営方針」 6. お客さま志向の取組みの確保	「お客さま志向の業務運営方針」の取組状況(14ページ) 6. お客さま志向の取組みの確保
	注 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関する実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	「お客さま志向の業務運営方針」 6. お客さま志向の取組みの確保	「お客さま志向の業務運営方針」の取組状況(14ページ) 6. お客さま志向の取組みの確保
補充 原則 1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自らの経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な投資を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
補充 原則 2	【体例整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するため、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行を行う者等による意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証などを踏まえ、適時プロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDAサイクルを確立すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
補充 原則 3	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が満足されるよう情報連携すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の生産状況、取引経験、情報及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法等も留意すべきである。その後、商品を購入すべきではない顧客(例えば、元本投げのおそれのある商品について、元本保証の目としている顧客等)も特定すべきである。また、複数の金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合わせさせて組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製版全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報を等について、事前に取決めを行なうべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
補充 原則 4	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しへつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製版全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善にかかるべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの見直しへかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が進でない場合は、金融商品の改訂や他の金融商品との併用・線上償還等の検討を行うとともに、その後の金融商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受け取るべきである。情報連携すべき内訳は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきである。実際に購入した顧客属性による情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しと検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報で踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象として、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行なうべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間に連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
補充 原則 5	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行なうべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について日々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行なうべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資信託等を情報提供し、又は選用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行なうべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表の下に記載の注釈(※)

*「原則4」、「原則5(注2)」、「(注4)」、「原則6(注1)～(注4)」、「(注6)」、「(注7)」および「補充原則1～5」は、当社の取引形態または該当する金融商品・サービスの取扱いがないため、方針の対象としておりません。

【照会先】	
部署	お客さま相談室
連絡先	0120-255-400